様式第8号（第10条関係）

（表面）

保有個人情報の部分開示決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

 年 月 日

　　　　　　　　　　様

 　　　　埼玉西部環境保全組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者

 　　　年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容 |  |
| 開示をする保有個人情報の名称又は内容 |  |
| 開示の実施方法 |  |
| 開示の日時及び場所 | 日　　時 | 　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分 |
| 場　　所 | 1　情報公開コーナー2　その他（　　　　　　　　　　　） |
| 　なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。 |
| 開示しない部分の概要並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 1　開示しない部分の概要　2　埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例第 条第 　号に該当3　理由 |
| 担当係 | 　　　　　　　　　　　　係電話番号　　　　　　　　　　（内線　　　　　　） |
| 備考 |  |

注意

　1　保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに運転免許証等本人であることを証明するための書類を提出し、又は提示してください。

　2　代理人等が開示を受ける際には、1の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

（裏面）

教　　示

1　審査請求について

　 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます。

 　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は、埼玉西部環境保全組合管理者です。

　 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。